

農林水産省独立行政法人評価委員会

農業技術分科会

平成 25 年 2 月 28 日（木）

農林水産省 農林水産技術会議事務局

午前 9 時 59 分 開会

○技術政策課 山本課長補佐 皆様、おはようございます。若干定刻よりも早い時間でございますが、皆さんおそろいですので、ただ今より平成 24 年度第 2 回農業技術分科会を開催いたします。

開会に当たりまして、農林水産技術会議事務局より大島研究総務官からご挨拶を申し上げます。

○大島研究総務官 農林水産技術会議の研究総務官の大島でございます。24 年度の第 2 回の農業技術分科会ということでございまして、最初に私から一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

本年度 2 回目ということで今申し上げましたけれども、この 2 月はちょうど委員の改選期ということに当たりまして、委員の先生方におかれましては新たにご参加いただいた方もおられます。それらも含めて新しいスタートということになりますので、これからの 2 年の期間中、引き続きの先生もおられますけれども、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

本日の分科会は議事次第にも書いておりますけれども、どちらかという研究の内容ということではなく、若干形式的なものも入っております、農研機構の中期目標・計画に原発事故対応研究を追加したという関連で、分科会の評価基準の変更をお願いしたいという件、それから独立行政法人における退職役員の退職金に関する業績勘案率の算定について、さらに農研機構の不要財産の国庫納付といった問題について、ご審議をお願いしたいということでございます。よろしくお願ひいたします。

また、後ほど事務局より今後のスケジュールについてご案内申し上げますけれども、各独立行政法人において進めております研究の業績評価につきましては、今年度中ということではなく、年度をまたいで業務実績報告書がまとまってまいりますので、これらが提出され次第その内容についてご審議をお願いするということになります。委員の先生方にはご多忙の中で非常にいろいろと作業をお願いすることになりますけれども、どうかよろしくご協力を賜りたいと思う次第でございます。

皆様方におかれましては、各研究独立行政法人がより一層効果的・効率的な事業の遂行を行うということ、それから農林水産業・食品産業の発展、さらには豊かで健康的な国民生活に寄与する優れた業績を上げるということが出来ますように、ぜひとも幅広い視点からご検討いただき忌憚のないご意見を賜れば幸いに存じます。そのようにお願ひ申し上げまして、簡単でございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本課長補佐 それでは、本来であればこの時点で分科会長に議事進行を代わりましてお願ひするところですが、先ほどご案内がありましたように任期満了に伴います委員の改選がございました関係で、議事の 1 により本日、分科会長を新たに選任することにしております。従いましてそれまでの間、私、技術会議の技術政策課の課長補佐でございます山本が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着席して進行させていただきます。

初めに、委員の改選についてご説明をさせていただきます。

まず、前委員、専門委員のうち児玉委員、西澤委員、綾部専門委員、市田専門委員、小崎専門委員の 5 名が退任されました。後任として新たに就任いただきました委員、専門委員をご紹介します。

まず農業ジャーナリストの榊田みどり委員でございます。

○榊田委員 榊田でございます。よろしくお願ひします。

○山本課長補佐 フリーの農業ジャーナリストとして食・農業・環境問題を中心にいろいろな記事を執筆なさっているということでございます。

次に、東京大学の大学院農学生命科学研究科の准教授、吉田薫委員です。

○吉田委員 吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

○山本課長補佐 吉田委員におかれましては、ご専門が育種学、植物生理学ということで、植物による環境修復だとか環境浄化のための作物の作出といったような分野の研究をなさっているという

こととございます。

続きまして、東北大学の大学院農学研究科教授の伊藤房雄専門委員でございます。

○伊藤専門委員 伊藤です。よろしく申し上げます。

○山本課長補佐 伊藤専門委員におかれましては、農業経済学がご専門ということで、農村における地域活性化戦略、地域ブランド戦略、それから農業経営の発展といった研究をなさっているということとございます。

次に、同じく専門委員でございます、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授の鈴木恵美子専門委員でございます。

○鈴木専門委員 鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本課長補佐 鈴木委員はご専門が栄養学、生化学の分野で、食品中の抗酸化物質といったものの働きについて生体への影響といったことを、研究されているというところとございます。また、食品の安全性についての研究にも携わっておられます。

それから、首都大学東京の都市環境科学研究科の教授の渡邊眞紀子専門委員でございます。

○渡邊専門委員 渡邊でございます。よろしくお願ひいたします。

○山本課長補佐 ご専門が都市環境と土壌、それから自然地理学といった分野でございます、土壌中の菌学や都市環境と土壌に関する研究を行っておられるということとございます。

また、本日初めての顔合わせということとございますので、前回から引き続きの委員も含めまして改めてご紹介させていただきたいと思ひます。お配りしております名簿の上から順番でご紹介させていただきますが、最初に公認会計士の荒牧委員でございます。

○荒牧委員 荒牧でございます。よろしくお願ひいたします。

○山本課長補佐 それから千葉大学大学院教授の齋藤委員でございます。

○齋藤委員 齋藤です。よろしくお願ひいたします。

○山本課長補佐 それから、先ほどご紹介させていただきました榊田委員でございます。同じく吉田委員でございます。

続きまして、専門委員でございますが、先ほどご紹介いたしました伊藤専門委員でございます。

次に、宮崎大学の教授の入江委員でございます。

○入江専門委員 入江です。よろしくお願ひいたします。

○山本課長補佐 名古屋大学の教授、北野委員でございます。

○北野専門委員 北野です。よろしくお願ひいたします。

○山本課長補佐 それから先ほどご紹介いたしました鈴木委員、それから渡邊委員でございます。

本日ご欠席の委員でございますが、まず委員の、JA 全中の常務理事、大西委員でございます。大西委員におかれましては、当初ご出席ということとございましたが、本日、TPP の対応で急な会議が入り、本日ご欠席ということとございます。

それから専門委員では、筑波大学の大学院教授の瀧川委員、岡山県農林水産総合センターの農業研究所所長の伊達専門委員、地域環境資源センター理事長の田中委員、それから京都大学大学院教授の米森委員、以上の4名の専門委員がご欠席ということとございます。

ただ今御案内申し上げましたように、本日の委員の出席状況ですが、大西委員、瀧川専門委員、伊達専門委員、田中専門委員、米森専門委員の5名が欠席ということで、委員、専門委員の合計14名中9名のご出席をいただいております。農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条の規定により当分科会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。冒頭挨拶しました大島研究総務官でございます。

○大島研究総務官 大島でございます。

○山本課長補佐 それから私のほうに寄りまして松尾技術政策課長でございます。

○松尾技術政策課長 松尾でございます。お願ひいたします。

○山本課長補佐 それから大島研究総務官の向こう側になります瀧澤総務課調整室長でございます。

○瀧澤総務課調整室長 瀧澤でございます。よろしく申し上げます。

○山本課長補佐 それから、後ほど紹介いたしますが、研究推進課の田熊補佐にも出席いただく予定にしております。

それから私の右隣は、評価担当の宮路研究専門官でございます。

○宮路研究専門官 宮路でございます。よろしく申し上げます。

○山本課長補佐 私は技術政策課の山本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それから、先ほどの研究総務官の挨拶にもありましたように、各独法の役員の業績勘案率、それから機構の不要財産の国庫納付についての議事がございますが、この内容につきましてご説明いただくため、農研機構と国際農林水産業研究センターから御担当の理事に出席いただいております。後ほど説明いただく前に御紹介させていただこうと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。配付資料の一覧、議事次第、出席者名簿、座席表が、それぞれ1枚紙でございます。それと、資料1「農業技術分科会における(独)農業・食品産業技術総合研究機構の評価基準の改訂について」、資料2「各独立行政法人の役員の業績勘案率(案)について」、資料3「(独)農業・食品産業技術総合研究機構の不要財産の国庫納付について」、資料4「今後の独法評価委員会のスケジュール」、以上の資料が4つでございます。

それから、資料3の関連資料といたしまして配布しております1枚紙、「平成24年度基礎的研究業務に係る不要財産の内訳」がございます。右上に非公開資料というふうに記載しておりますので、この会議終了後回収させていただきます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

また、委員の皆様には、机上配付資料といたしまして研究開発評価参考資料集という薄緑色の冊子を配付しております。議事に当たりまして特段中身をご説明することはございませんが、適宜ご参考になさっていただければと思います。

以上が資料でございます。不足がございましたら、事務局へお申し出いただければと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

議題は、議事次第のとおり1番から4番までの議題が、ただ今、御確認いただきました資料の番号に沿ったような形になっておりますので、この順に進めさせていただければと思います。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴いたしますとともに、議事の円滑な進行にご協力をいただければと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、議事の1、分科会長の選任及び分科会長代理の指名に入りたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、委員の改選に伴いまして分科会長の選任が必要となります。委員会令第5条に基づき分科会長は委員の互選により選任することとなっております。

どなたか分科会長へのご推薦がございましたらお願ひしたいと思います。

○入江専門委員 それでは、私の方から推薦させていただきます。先の任期中から分科会長としてもご尽力いただき、また、専門としても今後の行政との連携とか、あるいは幅広い独立行政法人との連携ということで、農と食の連携を重視したフードシステム論をご専門とされている齋藤委員にお願ひしてはいかがでしょうか。

○山本課長補佐 ありがとうございます。

ただ今入江委員より分科会長に齋藤委員をご推薦したいというご発言がございましたが、皆様いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山本課長補佐 それでは、異議がないということでご確認させていただきましたので、ここからは齋藤委員に分科会長をお願ひしたいと思います。

早速ですけれども、齋藤委員に今後の議事の進行をお願ひしたいと思いますので、どうぞよろ

しくお願いいたします。

- 齋藤座長 また私は二期目ですので、まだ少しはわかっているつもりでおりますが、何しろ煩雑ないろいろな詳細な評価もごございます。それで多分、夏休み近くなりますと、いろいろなことで皆さんにご協力いただくことが多いと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日は、まず最初に分科会の会長代理の指名ということに入ります。

委員会の第 5 条第 5 項では、分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する、と決められております。この規定に基づき私から指名させていただきます。

先ほどご専門の内容を伺いまして、今回新たにご就任されたところで誠に恐縮でございますけれども、植物の研究における高度な見識を持たれていると、また、各独法の研究開発に対するいろいろな視点からの評価をいただけるということ、我々は 4 つの独法と絡んでおりますので、東京大学の吉田委員をお願いしたいと思っております。皆さん、よろしくお願いいたします。

では、続いて議事 2 に入ります。農業技術分科会における農業・食品産業技術総合研究機構の評価基準の改訂に入ります。これは震災絡みのことも入っていますが、事務局から資料 1 に基づき説明をお願いします。

- 宮路研究専門官 それでは、評価を担当しています専門官の宮路と申します。私からご説明させていただきます。資料 1 と書かれた「農業技術分科会における農業・食品産業技術総合研究機構の評価基準の改訂について」という資料をご覧ください。

まず、1 ページ目をご覧ください。当農業技術分科会におきましては、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センターと、国土交通省との共管ではございますが、独立行政法人土木研究所を所掌しております。

これらの独立行政法人につきましては、主務大臣の定める中期目標、また、この中期目標に基づきまして独立行政法人が作成し、認可を受けた中期計画に基づきまして、研究等の業務を実施しております。

今回評価基準の改訂を検討いただく農業・食品産業技術総合研究機構につきましても、平成 23 年 3 月に新たな第三期の中期目標、中期計画が作成され研究業務を実施しております。

しかし、その後、ご承知のように東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生いたしまして、当初は行政ニーズへの機動的対応の一環として研究を実施したところでございますが、計画的・効果的に研究を実施する必要があるということで、24 年 3 月に中期目標、中期計画を変更しております。

これに伴いまして、当農業技術分科会における評価基準につきましても変更が必要である、ということで、今回ご検討いただくということになっております。

具体的な項目ですけれども、資料の 6 ページ目をご覧ください。

6 ページ目の一番下に赤い字で染め抜いている項目がございます。新たな評価基準の中の項目といたしまして、ここに中期目標、中期計画が変更されたことに対応いたしまして、新たに「原発事故対応のための研究開発」という研究開発の評価項目を追加するというものでございます。

また、独立行政法人の評価につきましては、年度ごとの評価とともに、各中期計画の最終が終わった後の中期計画を通しての評価というのも実施いたします。これにつきましては 36 ページの、こちら一番下に同様に中期計画の評価項目につきまして赤く染め抜いており、原発事故対応のための研究開発という評価項目を追加するという評価基準の改訂でございます。

私からの説明は以上です。

- 齋藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今説明がありました評価基準案につきまして質疑に入りたいと思っております。ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

6 ページ目と 36 ページ目の、特に赤い字で書かれている原発事故対応のための研究開発、こ

れが入るといことです。異論はないものと思いますが、よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、では、異論がないことを確認させていただきます。

よろしいですね。では、これでいきましょう。

○宮路研究専門官 どうもありがとうございます。

今後の作業の進め方等についてご説明させていただきますが、当農業技術分科会では、今回ご検討いただいた農研機構を対象とする農研機構部会のほかに、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センターを担当いたします生環国部会という部会、また、共管であります土木研究部会の全部で3つの作業部会を設けております。

これらの評価を分担して担当していただいておりますが、具体的に各委員にどの部会、またはその中でのどの項目を担当していただくかということにつきましては、また後日持ち回りで調整させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に入りたいと思います。議事3、「各独立行政法人の役員の業績勘案率（案）について」に入ります。これは各独立行政法人の役員の業績勘案率に係ることです。事務局から本分科会が行う作業の位置づけ等について説明をお願いいたします。

○山本課長補佐 それでは、資料2でございます。まず表紙をめくっていただきますと、農研機構から4名、それからJIRCAS（国際農林水産業研究センター）より1名、合計5名の業績勘案率の案が提出されております。

次のページでは、独立行政法人の役員の退職金の支給に関する業績勘案率につきましては、平成15年12月19日の閣議決定により評価委員会が決定するというようにされております。

業績勘案率につきましては、資料2の下に番号が振ってあります2ページ目にいろいろな式がございますけれども、こちらの式のとおり計算しまして退職役員の在職期間に対応する年度ごとの業務実績評価、これに基づき算出いたします基本業績勘案率といったものが基礎となりますが、これと退職役員に特段の個人業績がある場合はこれを考慮するというようにしております。

それでは、各独立行政法人の役員の業績勘案率の算定の考え方につきまして、瀧澤調整室長よりご説明をお願いしたいと思います。

○瀧澤総務課調整室長 瀧澤でございます。

それでは、今、事務局の山本班長から説明がありましたので、この資料の見方について、少し補足するような形でございますけれども、ご説明させていただきたいと思います。

今申し上げましたように退職役員につきましては、それぞれ法人のいわゆる業績というものと、それから法人の業績に対してその担当役員が特段どう貢献されたかというところを、組織として勘案していただき決めていくという形になっておりまして、そういう構造で後ろの資料をつけております。

まず、農研機構の八巻理事という担当の理事で御説明いたします。7ページ以降になりますが、この方の資料でどういう構造になっているかを御説明したいと思います。

ほかの4人の役員も同じ構造になっておりますけれども、ちょうど中ほどにアンダーラインが引いてあります。

業績勘案率（案）ということで1.0となっております。これは1倍だという形になっておりますけれども、こういう形で法人のほうから退職金の勘案率を1.0にしたいという形で整理されています。その根拠になるものが、以下の表の中に書かれていますとご理解いただければと思います。

まず基本的な業績勘案率ですけれども、これは2枚ほどめくっていただくと細かい数字が載っております。10ページ以降ですけれども、担当役員在職期間中の法人の評価結果が、この実績について整理されているものでございます。これを計算いたしまして、11ページ目でございますが、書式が横になって恐縮でございますが、11ページ目の右側に業績勘案率ということで

1.0 という計算式になっております。そういうものが基礎的なものになります。

それからこの表につきましては、八巻理事の在職期間は 3 年間でしたので、3 枚シートがついています。他の理事についても、在職期間中の年数につき 1 枚数ずつついているということになっているわけです。

それから次に、法人の業績に関する加算の率でございます。基本的には退職役員の在職期間において、過去の実績に比べてその役員が在職中に大幅な改善等をされた場合には加算をするという内容のものでございます。

八巻理事につきましては 7 ページをご覧くださいいただければ、法人業績を勘案して加算する率についてはゼロという形で申請が上がってきているというものです。

それから、もう一つ、個人の業績を勘案して加算をするものがございます。その下ですけれども、7 ページの中ほどの下にありますように八巻理事は 0.0 になっております。

これは役員が自らイニシアチブをとられて経営の効率化、ないしは目標に対して大幅な改善というようなものを、達成した業績があったかどうかということについての加算になります。

また、マイナスのいわゆる事故が起こった時に不作為で何もなかった結果、大きな問題が起こったとか、それから、不断の経営面の効率化に対して不十分であったとか、そういったことも斟酌してどうであったかということ、整理させていただいている内容となっております。

原則、プラスの要因とマイナスの要因がございますので、その辺はしっかりと記載させていただき、その上でご判断いただくような形で、資料として整理させていただいております。

今申し上げました基本業績勘案率に法人業績と個人業績のそれぞれの勘案、これを加算したものがそれぞれ続いておりますので、その内容につきましては法人から具体的に説明させていただきたいと思っております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山本課長補佐 それでは、退職役員おのこの業績勘案率の具体的な考え方を説明していただきたいと思っております。本日は農研機構の八巻理事以下 3 名の業績勘案率の具体的な考え方につきまして、農研機構の大山理事にお越しいただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○大山理事 農研機構の大山でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ご説明させていただきます。資料の 7 ページをご覧くださいいただきたいと思っております。

まず、研究管理担当でございます八巻理事です。

在職期間は平成 21 年 4 月からの 3 年間でございます。職務といたしましては研究の総合企画、計画に関する事項、それから研究組織の運営、組織体制、要員に関する事項ということです。

業績勘案率につきましては 1.0 とさせていただきたいと思っておりますけれども、その勘案した事項ということで、表で整理させていただいております。ただ今、滝澤室長から御説明がありましたように、基本業績勘案率につきましては、計算を 9 ページから 11 ページ、3 年分の資料に基づきまして、11 ページの一番下に記載しておりますけれども、1.0 としております。

次に、法人業績を勘案して加算する率ですが、この八巻理事の業績につきましては、年度計画に基づいてきちんと業務を行ってきたという結果の業績ということで、加算するまでには至らないという判断をしまして 0.0 としてございます。

また、個人業績を勘案して加算する率ですが、0.0 としてございます。その理由ですけれども、八巻理事は研究管理担当でございましたが、この間の個人の業績ですが、第二期の中期計画の研究の取りまとめを主導したということと合わせまして、第三期から、どのように研究を進めていくかということから、プログラム・プロジェクト新体制という、組織横断的な課題解決型の研究を進めていこうという体制の構築に努力をされました。また、その際には独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針という閣議決定に基づきまして研究の重点化を進め、組織体制、職員の重点配置を行っています。

具体的には第二期の中期計画では 24 のプログラム、140 のプロジェクトを、第三期は 23 のプログラム、128 のプロジェクトに集約化をしております。また、原発事故対応につきましても、除染技術など農研機構が行うべき研究課題というものを明確化いたしまして中期計画を変更すると、また、農業放射線研究センターを立ち上げるといった研究体制の整備を行っています。

そのほかの要因などいろいろございますが、最後のところに、化学物質ですとか、あるいは遺伝子組換え生物の不適切な管理といった、コンプライアンス上問題になります問題が発生したことがありましたが、その際にも適切に対応しており、コンプライアンスに対する意識の向上といったことを目的とした研修などの企画をし、自らも講演を行うといったことで再発防止に努めております。

このような業績ですけれども、年度計画に基づき業務を適切に行い、計画に沿って業務実績は上がっておりますが、加算・減算をするというまでには至らないのではないかとということで 0.0 とさせていただきます。

以上を踏まえまして業績勘案率は 1.0 という案とさせていただきます。

続きまして、12 ページの専門研究担当の松本理事でございます。在職期間は平成 22 年 4 月からの 2 年間で、農研機構の専門研究に関する事項を掌理するという職務でございます。

業績勘案率の案といたしましては 1.0、勘案した事項についてですが、基本業績勘案率はその後ろにつけておおり、2 年分を勘案いたしまして 1.0 となっております。

法人業績を勘案して加算する率ということですが、これは八巻理事と同様、年度計画に基づき、きちんと業務を行っており、法人としての業績が上がっていると思っておりますけれども、加算するまでには至らないと判断いたしまして、0.0 とはどうかと考えております。

次に、個人業績を勘案して加算あるいは減算する率、これにつきましても 0.0 とはどうかと考えております。その理由でございますが、松本理事は専門研究担当ということで、主として畜産草地研究分野で優れた研究成果を出されたということで、各課題を強力に主導されました。2 つ掲げてございますけれども、1 つは家畜の代謝特性に基づく飼養管理及び家畜の安定供給のための育種・繁殖技術の開発ということです。この大課題責任者として研究を進めて、子牛の生存率向上とか畜産農家の労働負担の軽減につながる成果を上げたということ、あるいは「また…」というところですが、自給飼料基盤の拡大・強化による飼料生産性の向上、効率的利用技術の開発という研究についても、指導力を発揮して成果を上げたということがございます。

また、13 ページですが、原子力発電所の事故に関しまして放射能汚染に対応した研究といたしまして、植物から農畜産物への放射性物質の移行低減技術の開発の代表機関としまして、関係機関との連携を主導しまして、早期の成果の取りまとめにつながっているといった業績もございます。

そのほかに、平成 22 年 4 月の宮崎県における口蹄疫の発生に際しましては、行政からの緊急要請に応えまして、長期間に渡って職員を派遣するといった的確な対応をしているということで、口蹄疫の収束に貢献をしているところでございます。

このような業績がございまして、これもやはり加算・減算までには至らないのではないかと判断をしまして、0.0 としているところでございます。

続きまして、16 ページの行本理事でございます。機械化促進の担当で、平成 21 年 4 月から 3 年間の在職期間でございます。やはり業績勘案率につきましては 1.0 とはどうかということでございます。基本業績勘案率につきましては、18 ページ以下 3 年分の計算ということで 1.0 となっております。

法人業績を勘案して加算する率でございますが、こちら基本的には同じでございますが、やはりきちんと進めて業務の実績は上がっておりますが、加算するところまでには至らないだろうということで 0.0 とさせていただきます。

それから個人業績を勘案して加算する率でございますが、元理事は農業機械化促進業務の責任



者ということで農業機械の開発等を、大学あるいは公立試験研究機関、民間企業との間での共同研究を進めまして、高精度の畑用中耕除草機など 7 機種が実用化、販売に至るという成果を上げております。

原発事故対応の研究という関係でも、農地土壌の除染技術の開発に取り組みまして、農道の表層はぎ取り機のような機械の開発が行われております。また、閣議決定、事務・事業の見直しの基本方針で、検査鑑定手数料を見直すべきだということに対応し、見直しを指示しまして、適切に対応をしているということもございます。このようなことがございますけれども、やはり加算・減算にまでは至らないのではないかという判断で 0.0 としてございます。

続きまして、21 ページの伊東監事でございます。在職期間は平成 18 年 4 月からの 6 年間でございまして、農研機構の業務を監査するというのが職務として定められております。基本業績勘案率は 6 年間の在職ということで 6 年分の計算になってございまして、これによりまして 1.0 となっております。

法人の業績を勘案して加算する率でございますが、これは財務状況、業務執行状況等に対しまして適切に指導・助言を行われていると評価をしておりますけれども、加算するといったところまでには至らないかということで 0.0 としております。

個人業績を勘案して加算する率でございますが、伊東監事につきましては、業務の適正、効率的な運営、あるいは会計に関する事務処理がきちんに行われているかといったことにつきまして監査を的確に行ったところでございます。特に、「また…」のところの記載でございますけれども、役員会等主要な会議に出席し、重要書類を閲覧、それから各本部あるいは研究所への往訪などを通じまして、業務の適正な運営がなされているかどうかについて広範に監査を行っており、競争性のない随意契約の削減でありますとかコンプライアンスの確保などにつきまして、理事長に要請をしているところでございます。

特に、平成 21 年 11 月の閣議決定において契約状況の点検・見直しということがございまして、これに基づき契約監視委員会が設置されています。伊東監事にはその委員として、競争性のない随意契約などについて点検を行い、随意契約の減少につなげてきたところでございます。

また、コンプライアンス上のリスク管理につきましても、理事長に要請をするといったことが契機となりましてコンプライアンス委員会を設置される、各研究所でも推進委員会が設けられるということで体制が構築されております。また、遺伝子組換え生物の不適切な使用とか資産物品の管理につきましても、提言と申しますか指摘をいただきまして、これがその後のきちんとした対応、要領の制定なりチェック体制の構築というものにつながっているところでございます。

ということで、6 年間にわたりきちんと業務を推進していただいたと評価をしておりますけれども、加算・減算までは至らないということで 0.0 としております。

私からのご説明は以上でございます。

○山本課長補佐 ありがとうございます。

では、一旦ここで農研機構の 4 人の業績につきましてご審議いただきたいと存じますので、齋藤分科会長、よろしくお願いたします。

○齋藤座長 説明ありがとうございます。

業績勘案率につきまして質疑に入るわけですが、これは初めての方は、なぜここでこんなことをやるのかということですが、一応決まりでございまして、かつ、4 人とも 1.0 でございますが、これは個人業績、法人業績のゼロを勘案するということは、かなり相当な実績がないということを知っております。しかしながら、内容についてはかなり具体的にリアルに内容が盛り込まれているということでございます。ご意見、ご質問でございますでしょうか。

どうぞ。

○荒牧委員 別に各人の評価についてどうという話ではなく、一般論でのご質問なのですが、監事という役職は、いわゆる業務遂行をする立場にはないわけですね。にもかかわらずほとんど研究

分野がメインの評価の影響を受けるというのは、これは決まり事なのではないんだと思いますが、個人的には、逆に業務遂行に踏み入れない立場、独立した立場の監事はその方面の手の及ばないところの影響を受けるというのは、非常に違和感がありますが、これは決まり事ということなんでしょうか。

○山本課長補佐 そうですね。法人の退職役員としては監事も対象にしておりますので、個々の職務に照らして特段の個人業績の有無について増減させることができるというように決まり事としてはなっております。

○荒牧委員 決まっているんだろうなと思ったんですけども。

○山本課長補佐 説明になりませんで申し訳ありません。

○齋藤座長 個人業績もさることながら、法人業績と個人業績両方で見るということも大変なことだと思うんですけども、個人の問題を超えていますので。

○荒牧委員 特に監事は、民間的な意識でいうと、取締役と監査役というのは全く違う職務なので、その違和感はありますが、決まり事ということなので結構です。

○齋藤座長 文章としてはこういう文章にならざるを得ないのじゃないでしょうか。いい案があれば後でこれからお知恵を拝借してもよろしいんですけども、こういう表現にならざるを得ないということです。

ほかにどうぞ、ご意見ございますでしょうか。

もしないようでしたら、本件の分科会の決定につきましては案のとおりとさせていただきますが、ご異存ございませんでしょうか。ないということですね。

それでは、そうさせていただきます。業績勘案率の今後の取扱いについては事務局からの説明をお願いいたします。

○山本課長補佐 業績勘案率につきましてご討議いただきましてありがとうございます。

農林水産省独立行政法人評価委員会という、我々のこの農業技術分科会の上に上部組織がございますが、そちらから議決権限が当分科会に委任されております。そのため、業績勘案率につきましてはこの分科会において決定いただくということになっておりますので、今、齋藤委員からご発言がありましたように、この業績勘案率で決定いただいたということでございます。

したがって、先ほど申し上げました平成 15 年の閣議決定の規定によりまして、農林水産省独立行政法人評価委員会から総務省の政策評価独立行政法人評価委員会、略称では政独委と呼んでおりますけれども、こちらへ後日通知させていただくことにいたします。よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、JIRCAS の退職役員、松井監事の業績勘案率の考え方につきましてご審議をいただきます。説明者を交代いたしまして、今日は JIRCAS の安中理事にお越しいただいておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○安中理事 JIRCAS の安中でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、私ども JIRCAS の監事を 6 年務められた松井監事の件についてお諮りいたします。よろしくお願いいたします。

資料は 29 ページになります。今申し上げましたように在職期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 6 年間でございます。職務は先ほどの機構の伊東監事とほぼ同様でございますが、私どものセンターの業務についてその運営が適切かどうか、また、会計についての事務処理が法令を遵守しているかを監査するというところでございます。

今回、松井監事についての業績勘案率につきましては、JIRCAS としましては 1.0 という数字を提案させていただきます。

2 種類の加算の項目がございますが、法人業績を勘案して加算する率という点につきましては、法人全体の業務でありますので、松井監事在職中の各年度とも独立行政法人全体の評価は A でございましたし、財務状況、業務状況等について適切にご助言、ご指導をいただいたと考えてお

ります。よって、ここでも特段加算するという項目は見当たらないと判断しておりますので、0.0 といたしたいと思います。

また、個人の業績を勘案する加算ということでございますが、監事という職務上、かなり定型的に法人全体の運営を見るということになります。その中でも特筆すべきことをここに紹介させていただいております。

まず、監査業務本体でございますが、当然ですが、監査計画書を作成しまして事業種別ごとに監査を行うことと、それから役員会、これは義務でございますが、そのほか運営するいろいろな会議がございますが、監事は自身の判断でどの会議にもオブザーバーとして参加していいということにしておりますので、そういうことを通じて全体の点検をしていただいております。結果、監事所見ということで理事長に毎年きちっと提示をしていただいているということでございます。

また、30 ページの 4 行目ぐらいから書いておりますような、独立行政法人契約状況点検・見直しを受けて、契約監視委員会を設置しております。また、その委員長として私ども JIRCAS が行う契約全般について点検をしていただいております。結果、そこに書いてございますように入札についての点検がかなり綿密に行われたということと、それから私どもの JIRCAS に対する会計監査業務を複数年にするとか、あるいはほかにもメンテナンスとかいろいろございますが、そういうのを複数年契約とすることで経費の節減につながったような事例もございます。

また、さらに平成 21 年 2 月に私どもは海外で多く仕事をしておりますが、東南アジア連絡拠点というところで現地雇用職員の現金横領事件がございました。それにつきましても私ども運営側がかなりいろいろ対応を行ったわけですが、監事という立場から海外の拠点における内部統制のあり方、あるいは会計事務のあり方等を精査していただきまして、きちっと指導をしていただいたということがございます。

そのようなことがございましたが、年度計画に基づいて適切にまた着実に監事業務を行っていただいたということで、ここでの加算率は 0.0 というご提案をしたいと思います。

以上でございます。

○齋藤座長 説明ありがとうございました。

ただ今説明がありました JIRCAS の役員の業績勘案率につきまして質疑に入りたいと思います。これも同様にご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、異議がないということで、そのようにさせていただきます。業績勘案率の今後の取扱いにつきまして、またこれも事務局からご説明をお願いいたします。

○山本課長補佐 これも先ほどの農研機構の退職理事・監事と同様に、独法評価委員会から総務省の政独委に通知するという手続を取らせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○齋藤座長 次でございますが、議事の 4、農研機構の不要財産の国庫納付についてでございます。

まず事務局から本分科会で行う作業の位置づけにつきまして説明をお願いいたします。

○研究推進課 田熊課長補佐 研究推進課の田熊と申します。よろしくお願いいたします。

資料としては 3 番でございますけれども、農研機構の不要財産の国庫納付についてということでございます。

独立行政法人通則法の第 46 条の 2 によりまして、独立行政法人は、不要財産で政府からの出資または支出に係るものにつきましては、遅滞なく主務大臣の認可を受けてそれを国庫納付することとされております。主務大臣は、この認可を受けようとするときにはあらかじめ評価委員会のご意見を伺うということになっております。

このたび農研機構より不要財産の国庫納付に関する認可申請が出されておりました、その内容につきまして、評価委員会のご意見を頂戴したいと存じます。なお、農林水産省独立行政法人評

価委員会ではこの意見提出の権限は、この分科会に委任されておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○齋藤座長 それでは、農研機構の不要財産の国庫納付に関しまして、農研機構の大山理事からご説明をお願いいたします。

○大山理事 それでは、資料3でございますが、最初に大臣から評価委員会への諮問の紙がありまして、その後、私どもの提出いたしました認可申請書がついてございます。その認可申請書の2枚目、別記ということで、不要財産の国庫納付申請書ということで付けておりますので、まずはこれに基づきましてご説明させていただきます。

不要財産としては現金、預金ということで230万円余でございます。不要の理由、2のところでございますけれども、基礎的研究業務でございます。いわゆる生物系特定産業技術に関する基礎的な試験研究を、公募しまして研究をしていただくという業務でございますけれども、過年度の委託契約につきまして委託先の研究機関で不適正な経理処理、預け金でございますが、それが判明したということで、この委託費の返還請求を行ったものが1つ、それからもう1つ、やはりこれも同じ委託先研究機関なのですが、経理処理に誤りがあったということで返還請求を行ったというものでして、このようなものにつきましては業務の財源に充てることができないということになっておりますので、国庫に返納しようというものでございます。

具体的には、別に「分科会後回収」と赤い字が右肩に入っております横長の資料が配られているかと思えます。不要財産の内訳という資料でございますが、まず理由のところには不適正な経理処理とございまして、こちらが先ほど申し上げました①ですけれども、東京農業大学で平成18年度、19年度の委託契約におきまして預け金がありました。これは東京農業大学だけではないのですが、いろいろ預け金があるというような新聞報道があったことに起因いたしまして調査をしたものであります。その預け金というものがそこにございますように委託費といたしまして136万円余、このような不適正な経理処理を行った場合には、補助金を受けてから年5%での加算金を徴収するということになっておりまして、加算金を含めまして170万円余を回収したということでございます。

それからもう1つ、平成23年度、東京農業大学、これは経理処理の誤謬ということで、こちらは雇用しております研究員の通勤手当に誤りがあったということで58万円余を回収するというので、合計で230万円を今回国庫に返納したいということで申請を出させていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

○齋藤座長 ありがとうございます。

ただ今説明がありました農研機構の不要財産の国庫納付につきまして質疑に入りたいと思えます。ご質問、ご意見でございますでしょうか。

毎年非常にわずかな額というわけではございませんけれども、この種のことがございます。これ以上聞くというのも何なんです、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

では、本件について取りまとめたいと思えます。大臣への意見につきましては基本的に異存なしとして文章表現等、私に一任させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、そのように扱うこととし文章表現等を整えた上で、評価委員長名で農林水産大臣に提出するというにいたします。

○山本課長補佐 すみません。取扱いは以上の決定で結構だと思いますが、大西委員が本日欠席でございますけれども、大西委員から、今、齋藤委員からお話がありましたように、毎年こういう案件が出てくることについては、今後のコンプライアンスの徹底をするように注意していただきたいという旨、メールでメモをいただいておりますのでご紹介しておきます。また、今後こういうことが発生しないように注意するような体制を整えて欲しいということですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○齋藤座長 ついでながらですが、これは契約の話ですよ。旧機械化研ですか。

○山本課長補佐 生研センターです。

○齋藤座長 生研センターですね。このことについてちょっと説明いただかないと、ほかの方はわからないんじゃないかと思うんですが、特別な事情がおりないのでしょうか。

○山本課長補佐 生研センターが実施しております基礎的研究業務につきましては、生研センターが公募して実施しています。農研機構は基本的には旧国立の農業関係の試験研究機関が統合されて独立行政法人化したということで、機構の傘下 14 の研究機関がございまして、そのうちの 1 つに生研センターという機関がございまして、ここは他の研究機関とちょっと異色でございまして、行政的な分野といいますか、そういった委託業務といったようなものを実施しておる機関でございまして、そこが国からの委託を受けて実施するというような形で課題を公募して、さらにその委託先を決定していくというような契約業務を行っているというところでございまして。

そういったことでこの基礎的研究業務は、来年度の予算から国に引き上げまして、生研センターにおきましては継続課題の業務のみを実施していくというような形で、新規の課題の募集はしていないということになっております。

以上のことで、もろもろこういう不適正な経理につきましては、先ほどの新聞報道とかによりまして預けというのが発覚しておりますけれども、こういったような預けにつきましては、現場において検査とかを生研センターの職員もやっているわけですけれども、なかなかそこを見抜くことが難しい案件でございまして。そういったことでなかなか把握しづらい中で、こういった状況がわかった以上は生研センターとしても、適正に回収に当たったというところでございまして。

○松尾技術政策課長 若干補足を申し上げます。今の説明では齋藤分科会長のご質問に的確に答えていないと思いますので、補足をしたいと思いますが、ただ今ご審議いただきました農研機構というのは、研究機関としては我が省所管の独法の中でも非常に巨大な組織でございまして、それで 2 つの側面を持っておりまして、1 つは自ら研究をするというところと、もう 1 つは、ファンディング・エージェンシーとしての役割を果たしてございまして、今回返還をお願いする不要財産というのは、機構の下部組織の生研センターという組織が、ファンディングを行ったときに経理の不適当な処理が出たということで、それを機構で回収してそれをまた国に返納させていただくというところでございまして。

今回初めての委員もおられますので、ここら辺については、今後独法そのものの評価をしていただく段階でいろいろ知っていただくことになると思いますけれども、あらましを申し上げますとそのようなことでございまして。

○齋藤座長 追加して大分説明をいただきましたので、多少ご理解が進んだかと思いますが、この辺はかなり厳重なチェックをいただければということでございまして、いろいろな農研機構の中にもいろいろな組織的な経緯の違いがございまして、今の生研センターの問題につきましてもいろいろなまだ契約が残っていると、これからは大分改善されるというご説明があったかと思いますが、そういうことでございまして。

繰り返しますが、それでは、このような取扱いをすることとして、皆さんご了解いただいたということでございまして、多少文言を整理した上で、評価委員長名で農林水産大臣に提出するというところでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

では、そのほかの連絡事項に入ります。今後のスケジュール等になりますが、事務局よりご説明をお願いいたします。

○山本課長補佐 それでは、資料の 4 でございまして。今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきますと、今後のスケジュールを整理させていただいております。

年度でいきますと来年度になりますけれども、来年度の作業部会、それから分科会のスケジュー

ールを整理しております。先ほど申し上げましたように大体 6 月に各独法から業務実績報告書が提出されてまいります。先ほど、宮路専門官からも説明がありましたように、私どもの独法のうち、農研機構というのが非常に大きい組織でございますが、この担当部会、それから農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センターの、この 3 つの法人を一まとめに評価いただく生物研・農環研・国際研部会、それともう 1 つ、冒頭ご説明があったかと思いますが、国交省と共管しております土木研究所、これに関しましての作業部会、この 3 つの作業部会を編成いたしまして、それぞれに各独法の平成 24 年度の業務運営、それから研究成果のポイントについてヒアリングをしていただき、各々の内容について質疑応答、それから財務諸表につきましても説明をいただいて質疑応答をさせていただきます。

なお、国交省の土木研部会につきましては、その内容につきましては国交省の独法評価委員会のほうへ意見具申という形でまとめさせていただくという流れになっております。

これが大体 6 月の下旬から 7 月の上旬という予定で、その間、次の 7 月の下旬、それから 8 月の上旬ぐらいで調整させていただきます第 2 回目のそれぞれの部会までの間に、書面評価をいただくといった細々とした作業を委員の皆様にはお願いしたいということでございます。

そして、その 2 回目の作業部会でそれぞれの評価単位、大項目の評価ランク、コメントの内容につきましても検討いただき、評価結果案を取りまとめていただきます。

それから 8 月中下旬において、農業技術分科会、今回は全員の委員、それから専門委員にお集まりいただきまして、この事業年度の評価結果を決定いただきます。また、各財務諸表につきましても、この過程で確定していくという流れでございます。

最終的には、これを政独委に通知しまして、政独委からはまた二次評価という形で、この独立行政法人評価委員会が実施している評価につきまして外部評価、指摘を受けるという流れがございます。これにつきましてもまた先生方にもお諮りすることがあろうかと思っておりますけれども、その際はよろしくお祈りしたいと思います。

8 月下旬にはこの独立行政法人評価委員会、我々の農業技術分科会の上部組織でございます、親委員会と表現しておりますが、この独立行政法人評価委員会が開催される予定でございます。これにつきましては他分科会と書いておりますが、具体的には農業分科会という別の分科会で所掌しております法人が、中期目標、それから中期計画のが改定時期になっております関係で、中期目標期間につきます業務実績に関する評価が行われますので、専門委員以外の委員の皆様にはこちらにもご出席いただくということで、また日程調整をさせていただくという流れになっております。

以上でございます。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。

我々は主な仕事が夏に集中して、かなり分厚い資料を読んだり聞いたりということがありますので、これからいろいろな意味でご協力いただくこととなります。

ただ今の説明につきましてご質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そういうことで了解しました。では、今後の日程については、以上のとおりということでお願いいたします。

それでは、本日予定しておりました審議はすべて終えましたので、閉会したいと思います。

今回につきましては、議事録、資料を公開させていただきます。議事録につきましては事務局で作成次第、皆様にチェックをいただき、その後農林水産省のホームページにて公表することといたします。

以上で本日の議事を終了し、議事進行を事務局にお返しします。ただ、この後多分、初めての方がいますので、これまでの経緯、今の置かれている状況等について少しお話しただけだと思いますので、よろしくお祈りいたします。

○松尾技術政策課長 それでは、ご指名ですのでご報告させていただきます。

まずその前に本日は、かなり端折った審議をお願いいたしまして、おわび申し上げますと申しますか、ありがとうございました。

先ほど事務局のほうから今後のスケジュールをご説明させていただきましたが、分科会長からもお話がありましたとおり、これから 6 月以降、かなり膨大な作業をお願いすることになります。くれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。

ご紹介がございましたとおり最後になりますけれども、最近の独立行政法人、研究独法をめぐる情勢についてご報告申し上げたいと思います。

私どものこの技術会議事務局が所掌しております独立行政法人、研究法人は全部で 4 つございます。先ほど端折っているいろいろお話ししたけれども、農研機構というとても大きな研究機関と、それから生物研と言われている農業生物資源研究所、それから農業環境技術研究所、農環研と申します環境問題を取り上げている研究所がございます。それと、先ほど監事さんの業績勘案率をお話し申し上げました JIRCAS という、どちらかという研究を海外で協力しているような研究機関がございます。この 4 つの独立行政法人を所掌しております。正確には国交省所管の土木研究所を含めた 5 つですが、主に 4 つということになります。

これからこの 4 つの独立行政法人の業績につきまして各分科会に分かれて、機構部会と生環国というまたこれも即物的で申し訳ありませんが、そういった各部会に分かれて業績を検討していただくということになっております。

この 4 つの独立行政法人でございますが、独立行政法人制度の見直しが、かなり前から検討されてきておきまして、前政権下におきまして、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」というものが、1 年前の昨年 1 月に閣議決定されまして、農林水産省に限らず各府省が所管する独立行政法人を類型化しまして、新たなガバナンスを構築するというようになっておりました。御案内のとおり、独立行政法人は通則法というものに基づき業務を行っていますが、その改正と独法の統廃合を含めた制度改革が進められてきたということでございます。

しかしながら、ご存じのとおり昨年末でございますけれども、総選挙で政権交代がありまして、改正独法通則法自体も廃案になりまして、先ほど申しました独法につきましても、4 独法を 1 つにするという準備作業を進めてまいりましたが、政権交代に伴いましてこの 4 法人の統合は、今のところ当面凍結されるということが決まっております。したがって、評価体系を含めました独立行政法人の制度につきましても、今のところは従前どおり行っていくということでございます。

今後の道行きがどのようになるか、帰趨につきましては現政権においてこれから改めて検討されるということになっております。今後新たな状況が明らかになりましたら、随時その都度皆様方にも情報提供いたしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

本日は新任の委員におかれましては初めての会議ということで、何かとわかりにくかった点もあろうかと思いますが、任期は 2 年間ということですので、今後ともよろしくおつき合ひいただきますようお願い申し上げます。御礼の言葉にかえさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○山本課長補佐 どうもありがとうございました。

それでは、最後に資料につきましてはある程度ボリュームがございますので、必要でしたら郵送で先生方のところへお送りいたしますので、どうか机の上の資料の上に名札を置いていただければ、その資料をお送りさせていただくことにいたします。不要な場合は、当方で処分いたします。

なお、冒頭資料の説明で申し上げましたように、非公開資料といたしました資料 3 の関係の 1 枚紙、こちらにつきましては回収させていただきますので、どうかお持ち帰りいただかないようお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、平成 24 年度第 2 回独立行政法人評価委員会農業技術分科会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午前 11 時 18 分 閉会